学校いじめ防止基本方針

令和２年度

福島県立須賀川桐陽高等学校

福島県立須賀川桐陽高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定、平成２９年３月２４日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

１　基本理念

（１）いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。

（２）いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、生徒の情操と道徳心を培い、規範意識を養う。

（３）いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2　基本方針

（１）いじめの定義（法第一章第二条定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜具体的ないじめの様態の例＞

・悪口や脅し文句、嫌なことを言われたり、集団による意図的な無視をされたりする。
・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり等の暴力をふるわれる。
・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、物品を壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを強要される。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

（２）いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①名称

「いじめ対策委員会」

②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部副主任、生徒指導部担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、(学年主任)、(学級担任)、(スクールカウンセラー)
（学校評議員）

③組織の役割

・いじめの相談・通報の窓口
・いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）
・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
・学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善

（３）いじめの未然防止のための取組み

①　生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

②　生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

③　教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

④　保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

（４）いじめの早期発見のための取組み

①　教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。

なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。

②　面接旬間やアンケート実施等により、生徒理解といじめの早期発見に努める。

③　生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

（５）いじめに対する措置

①　いじめの通報を受けたとき、あるいは生徒からの訴え等でいじめを受けていると思われるときは、抱え込まずに、又は、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「いじめ対策委員会」の構成員に報告・相談する。（これを怠ることは、法第２３条第１２項の違反になり得ることに留意する。）

②　事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には､いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

③　いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ､いじめを受けた者の立場になって､そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

④　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

⑤　ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

（注）いじめの「解消された状態」とは次の二つの要件が満たされていることが必要。

（ｉ）いじめに係わる行為が止んでいること。目安は３ヶ月。

（ⅱ）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

ただし、（ｉ）（ⅱ）が満たされていても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

⑥　重大事態発生時の対応

ア　重大事態とは

（ア）いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ａ　生徒が自殺を企図した場合

ｂ　身体に重大な傷害を負った場合

ｃ　金品等に重大な被害を被った場合

ｄ　精神性の疾患を発症した場合

（イ）いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」の目安は３０日。

ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、学校の設置者、又は学校の判断により、この目安に関わらず迅速に調査に着手することが必要。

イ　重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

ウ　重大事態の調査

（ア）県教育委員会が重大事態の調査主体を学校と判断した場合は、本校「いじめ対策委員会」に必要に応じて適切な専門家を加えた調査組織を設けるなどして、調査に当たる。

（イ）全校生徒及び保護者に対して、聞き取りやアンケート等を行い、事実関係の調査を行う。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう十分配慮する。

エ　調査結果の報告

（ア）調査結果は、県教育委員会を通じて知事に報告する。

（イ）いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律を踏まえて行う。

（６）年間計画

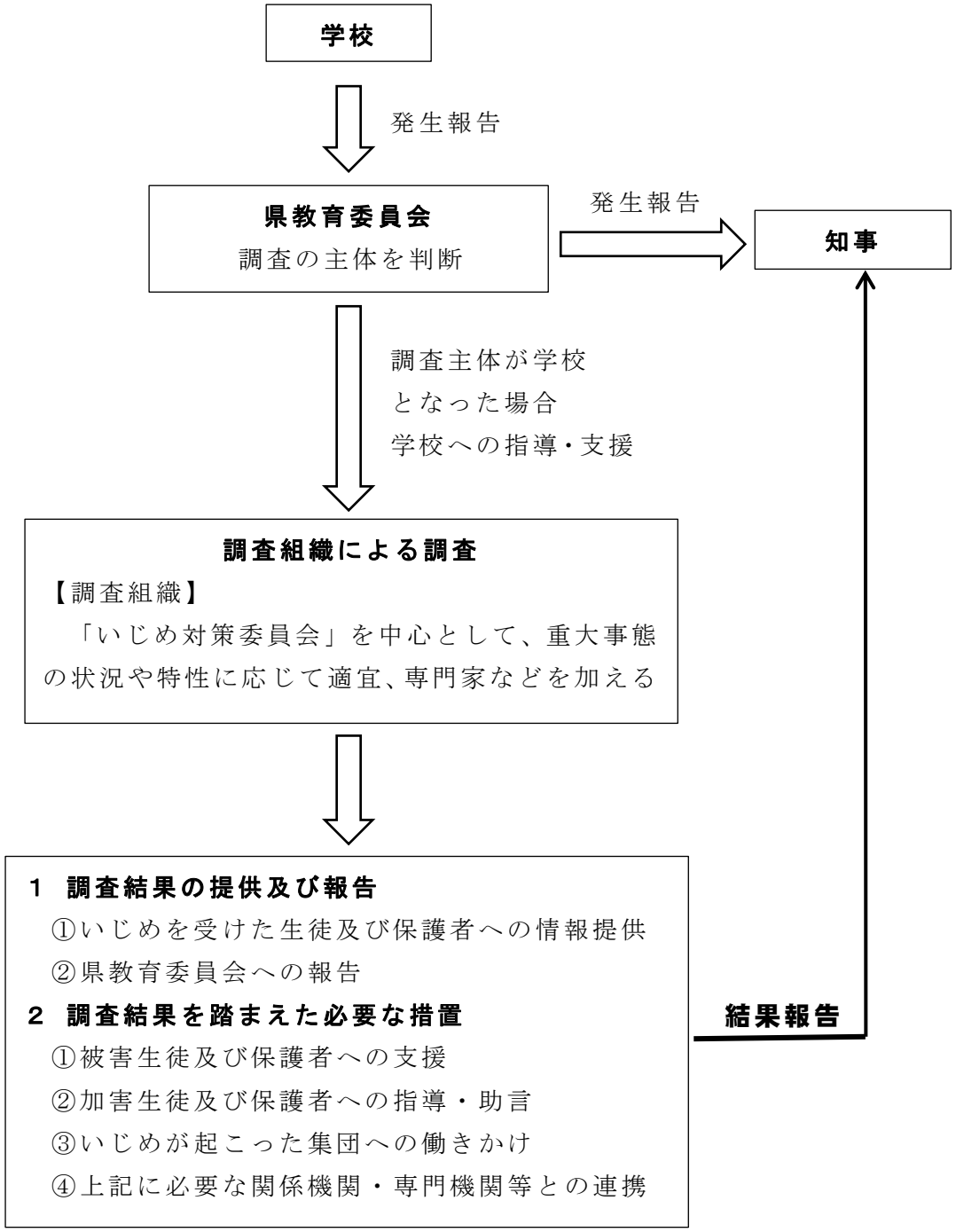
月	生徒指導計画	面談・実態調査の実施計画	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
４月	全校集会	第１回面接旬間		第１回いじめ対策会議	計画・目標の作成と提示
５月					
６月					
７月	全校集会	いじめに関するアンケート①		第２回いじめ防止対策会議	
８月					
９月					中間評価
10 月					
11 月		いじめに関するアンケート②			
12 月	全校集会		校内研修未然防止と早期発見・対応	第３回いじめ防止対策会議	
１月	全校集会				
２月		いじめに関するアンケート③		第４回いじめ防止対策会議	年間評価・報告
３月	全校集会				

（７）　評価と改善

①　学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。主な評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。

②　評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応


学校
発生報告
県教育委員会
調査の主体を判断
発生報告
知事
調査主体が学校
となった場合
学校への指導・支援
調査組織による調査
【調査組織】
「いじめ対策委員会」を中心として、重大事態の状況や特性に応じて適宜、専門家などを加える
１　調査結果の提供及び報告
①いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供
②県教育委員会への報告
２　調査結果を踏まえた必要な措置
①被害生徒及び保護者への支援
②加害生徒及び保護者への指導・助言
③いじめが起こった集団への働きかけ
④上記に必要な関係機関・専門機関等との連携
結果報告